

社発第 T-163 号  
2026 年 5 月 27 日

貸借取引参加者  
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社  
代表執行役社長 下山田 守邦

貸借取引対象銘柄の選定取消しについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、東京証券取引所において上場廃止が決定されました銘柄に係る貸借取引につきまして下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借取引対象銘柄の選定取消し

(1) 貸借融資銘柄

(東京証券取引所市場分および PTS 分)

(株)ヤマザキ 株式 (6147)

(2) 選定取消日

2026 年 5 月 28 日 (木)

(3) 経過措置

2026 年 5 月 27 日 (約定日) 現在における当該銘柄に係る貸借取引残高については、上場廃止日 (2026 年 10 月 1 日) の前日 (取引所の休業日を除く。) である 2026 年 9 月 30 日 (約定日) までに返済申込みを行ってください。

なお、上場廃止日が変更された場合には、返済申込みの取扱いについてあらためてご通知いたします。

2. 貸借担保金代用有価証券適格銘柄の選定取消し

(1) 対象銘柄

(東京証券取引所市場分および PTS 分)

(株)ヤマザキ 株式 (6147)

(2) 選定取消日

2026 年 5 月 28 日 (木)

(3) 取扱い

2026 年 5 月 27 日現在、担保として差入れ中の当該銘柄については、すみやかに引出してください。

なお、札幌証券取引所市場分、福岡証券取引所市場分のみ引続き貸借担保金代用有価証券としてご利用いただけます。

以 上